

# 保安規程変更届出書

関原発第183号  
2021年 6月 22日

原子力規制委員会 殿  
経済産業大臣  
梶山 弘志 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社

執行役社長 森本 孝

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	2021年 6月 11日

以上

## 変更内容

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、別添の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表の改正後欄のとおり変更する。

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）保安規程 新旧比較表

現行	改正後	備考
<p data-bbox="461 432 703 467">保 安 規 程</p> <p data-bbox="349 549 815 574">[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]</p> <p data-bbox="394 1046 770 1101">平成20年12月25日 制 定 <u>2020年 7月 3日 99次改正</u></p> <p data-bbox="409 1169 754 1204">関西電力株式会社</p>	<p data-bbox="1361 432 1603 467">保 安 規 程</p> <p data-bbox="1249 549 1715 574">[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]</p> <p data-bbox="1294 1046 1671 1101">平成20年12月25日 制 定 <u>2021年 6月11日 100次改正</u></p> <p data-bbox="1310 1169 1655 1204">関西電力株式会社</p>	<p data-bbox="1939 1075 2101 1129">最終改正日の変更</p>

# 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）保安規程 新旧比較表

現行	改正後	備考
<p>その2 原子力発電所</p> <div style="margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証室 [品質保証活動の総括。]</li> <li>安全・防災室 [原子力設備の管理、運用に関する安全評価および安全の促進、核物質防護、原子力防災対策、技術安全の総括、原子炉施設保安規定、原子力発電安全運営委員会。]</li> <li>所長室 [発電所の運営基本方針の策定、発電所の運営に関する総括および総合調整、環境、品質監査。]</li> <li>技術課 [原子力設備の技術関係事項の総括、調査、環境、運用計画、諸報告類、能率、定期検査工程の計画、管理、調整。]</li> <li>原子燃料課 [原子炉の核熱技術、炉心管理、燃焼管理、原子燃料および原子燃料内挿物の取替計画、検査、管理、取替作業、保障措置、使用済燃料の輸送。]</li> <li>放射線管理課 [放射線管理の計画および実施の総括、放射線管理データの評価および対策、被ばく管理、放射線防護教育、指定区域の放射線測定、放射線測定装置の管理、放射性廃棄物の管理、処理、輸送、分析、給水管理、放射化学。]</li> <li>発電室 [原子力設備、制御設備、通信設備の運転および運転管理。]</li> <li>第一発電室 [原子力設備、制御設備、通信設備の運転および運転管理(第1、第2号機所管。)]</li> <li>第二発電室 [原子力設備、制御設備、通信設備の運転および運転管理(第3、第4号機所管。)] 第一発電室との共通事項を含む。</li> <li>保全計画課 [設備の工事計画および実施の総括、関係関係事項の総括、設備保全および保修技術対策。]</li> <li>電気保修課 [電気設備、制御設備、通信設備の保守、修繕、指定した工事。]</li> <li>計装保修課 [計装装置、放射線測定装置、制御設備および通信設備の保守、修繕、指定した工事。]</li> <li>原子炉保修課 [原子炉設備の保守、修繕、指定した工事。]</li> <li>タービン保修課 [タービン設備の保守、修繕、指定した工事。]</li> <li>土木建築課 [土木設備および建築物の保守、修繕、指定した工事。]</li> <li>電気工事グループ [指定した電気設備、制御設備、通信設備、計装装置、放射線測定装置の指定した保守、修繕、工事および高経年化対策の推進。]</li> <li>機械工事グループ [指定した原子炉設備、タービン設備、土木設備および構築物の指定した保守、修繕、工事および高経年化対策の推進。]</li> <li>土木建築工事グループ [指定した土木設備および建築物に係る指定した保守、修繕、工事および高経年化対策の推進。]</li> </ul> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注：当社の電気工作物を設置する事業所に、当社以外の者が別途当社と保安協定を締結して電気工作物等を設置した場合は、その箇所を除く</p>	<p>その2 原子力発電所</p> <div style="margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証室 [品質保証活動の総括。]</li> <li>安全・防災室 [原子力設備の管理、運用に関する安全評価および安全の促進、核物質防護、原子力防災対策、技術安全の総括、原子炉施設保安規定、原子力発電安全運営委員会。]</li> <li>所長室 [発電所の運営基本方針の策定、発電所の運営に関する総括および総合調整、環境、品質監査。]</li> <li>技術課 [原子力設備の技術関係事項の総括、調査、環境、運用計画、諸報告類、能率、定期検査工程の計画、管理、調整。]</li> <li>原子燃料課 [原子炉の核熱技術、炉心管理、燃焼管理、原子燃料および原子燃料内挿物の取替計画、検査、管理、取替作業、保障措置、使用済燃料の輸送。]</li> <li>放射線管理課 [放射線管理の計画および実施の総括、放射線管理データの評価および対策、被ばく管理、放射線防護教育、指定区域の放射線測定、放射線測定装置の管理、放射性廃棄物の管理、処理、輸送、分析、給水管理、放射化学。]</li> <li>発電室 [原子力設備、制御設備、通信設備の運転および運転管理。]</li> <li>第一発電室 [原子力設備、制御設備、通信設備の運転および運転管理(第1、第2号機所管。)]</li> <li>第二発電室 [原子力設備、制御設備、通信設備の運転および運転管理(第3、第4号機所管。)]</li> <li>保全計画課 [設備の工事計画および実施の総括、関係関係事項の総括、設備保全および保修技術対策。]</li> <li>電気保修課 [電気設備、制御設備、通信設備の保守、修繕、指定した工事。]</li> <li>計装保修課 [計装装置、放射線測定装置、制御設備および通信設備の保守、修繕、指定した工事。]</li> <li>電気保修課 [電気設備、計装装置、放射線測定装置、制御設備および通信設備の保守、修繕、指定した工事。]</li> <li>原子炉保修課 [原子炉設備の保守、修繕、指定した工事。]</li> <li>タービン保修課 [タービン設備の保守、修繕、指定した工事。]</li> <li>機械保修課 [原子炉設備およびタービン設備の保守、修繕、指定した工事。]</li> <li>土木建築課 [土木設備および建築物の保守、修繕、指定した工事。]</li> <li>電気工事グループ [指定した電気設備、制御設備、通信設備、計装装置、放射線測定装置の指定した保守、修繕、工事および高経年化対策の推進。]</li> <li>機械工事グループ [指定した原子炉設備、タービン設備、土木設備および構築物の指定した保守、修繕、工事および高経年化対策の推進。]</li> <li>土木建築工事グループ [指定した土木設備および建築物に係る指定した保守、修繕、工事および高経年化対策の推進。]</li> </ul> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注：当社の電気工作物を設置する事業所に、当社以外の者が別途当社と保安協定を締結して電気工作物等を設置した場合は、その箇所を除く</p>	<p>大飯発電所組織改正に伴う変更(原子炉保修課およびタービン保修課を機械保修課に、電気保修課および計装保修課を電気保修課に統合)</p>
10	10	

電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）保安規程 新旧比較表

現行	改正後	備考
<p>別表第2.（第4条）保安活動を部門横断的に推進するための体制</p> <p>11</p>	<p>別表第2.（第4条）保安活動を部門横断的に推進するための体制</p> <p>11</p>	<p>組織改正に伴う変更（再生可能エネルギー事業本部と水力事業本部を統合し、再生可能エネルギー事業本部として再編）</p>

# 添付書類

添付書類 1 変更理由

## 変更理由

- (1) 組織改正に伴う変更（再生可能エネルギー事業本部と水力事業本部を統合し、再生可能エネルギー事業本部として再編ならびに大飯発電所原子炉保修課およびタービン保修課を機械保修課に、電気保修課および計装保修課を電気保修課に統合）